

香芝市監査委員告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年11月24日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：健康部 介護福祉課>

- 1 監査実施年月日 令和5年1月25日
- 2 監査結果報告年月日 令和5年3月27日
- 3 措置状況通知 令和5年11月22日 香介第1005号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
香芝市老人クラブ活動補助金について、香芝市ふたかみクラブ連合会に対し補助金が支出されていたが、そのうちの1つに、単位老人クラブのクラブ数や会員数に単価を掛けることにより算出され、その算出された金額に対し、補助決定がなされていたものがあつた。このことに関して、香芝市老人クラブ活動補助金交付要綱第2条の規定により、補助対象経費は地域活動に要する経費又は香芝市老人クラブ連合会が行う事業に要する経費とされていることから、計画されている地域活動や事業にかかる予定経費に対して補助決定すべきであると考えらる。 ついで、補助金の申請時に、地域活動や事業の計画及びその経費の内容が具体的に明記された資料の提出を求め、その資料を審査することにより、補	改善中	4月以降、複数回にわたり香芝市ふたかみクラブ連合会及び各老人クラブに対し説明を実施。計画書の提出を求め、補助金の交付決定を行い、年度末の実績報告をもって補助金の精算・確定を行います。また、補助金申請に関する手引きを作成し、各老人クラブに配布予定。

助金交付の可否を判断されたい。

なお、当補助金は前金払されていたが、補助対象経費が事業等終了後に確定するものについては、事業等終了後の支払い又は概算払による支払いが妥当である。また、事業が中止されていることなどが判明し、不用額が生じている場合は、精算する必要があることにも留意されたい。